



# 三重県公報

令和5年10月23日（月）

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
35	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(食 品 安 全 課)	2
36	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	( 同 )	4
37	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	( 警 察 本 部 )	5
38	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	( 感 染 症 対 策 課 )	6

### 公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）
  - 1 旅館業法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 5 年 12 月 1 日（一部生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行することとしました。
- ◎ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）
  - 1 旅館業法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。
- ◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）
  - 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、信号機に関する基準についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）
  - 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### 条 例

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十月二十三日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十五号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
八	(略)	(略)	(略)	八	(略)	(略)	(略)
九十	旅館業法第三	旅館業の	七千四百	九十	旅館業法第三	旅館業の	七千四百
百	条の二第一項、	許可を受	円	百	条の二第一項	許可を受	円
三	第三条の三第	けた地位		三	又は第三条の	けた地位	
十六	一項又は第三	の承継の		十六	三第一項の規	の承継の	
	条の四第一項	承認申請			定に基づく旅	承認申請	
	の規定に基づ	手数料			館業の許可を	手数料	
	く旅館業の許				受けた地位の		
	可を受けた地				承継の承認申		
	位の承継の承				請に対する審		
	認申請に対す				査		
	る審査						
九	(略)	(略)	(略)	九	(略)	(略)	(略)
百	(略)	(略)	(略)	百	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)	三	(略)	(略)	(略)
十六	(略)	(略)	(略)	十六	(略)	(略)	(略)
二百	漁業法（昭和二	漁業許可	三千四百	二百	漁業法（昭和二	漁業許可	三千四百
三	十四年法律第	申請手数料	円（うな	三	十四年法律第	申請手数料	円
七	二百六十七号）	料	ぎの稚魚	七	二百六十七号）	料	
	第五十七条第		に係る漁		第五十七条第		
	一項又は第百		業許可の		一項又は第百		
	十九条第一項		申請につ		十九条第一項		
	の規定に基づ		いては、		の規定に基づ		
	く漁業許可の		漁業従事		く漁業許可の		

四 四 二 八 三 十 二 百	(略)	(略)	(略)	申請に対する 審査	者一名に つき千円 を加算し た額)
二 四 四 の 規 定 に 基 づ く 料	漁業法第百十 九条第二項の 規定に基づく 規則で定める 水産動植物の 採捕に係る許 可の申請に対 する審査	採捕許可 申請手数 円	二千四百		
二 四 四 の 規 定 に 基 づ く 料	漁業法第百十 九条第二項の 規定に基づく 規則で定める 水産動植物の 採捕に係る許 可の申請に対 する審査	採捕許可 申請手数 円(しら すうなぎ の採捕許 可に係る 申請につ いては、 採捕従事 者一名に つき千円 を加算し た額)	二千四百		
四 四 三 五 三 百 六 十	(略)	(略)	(略)		
備考	(略)				

附 則

- この条例は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、別表第一第八十九号の項の改正規定は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- この条例による改正後の三重県手数料条例別表第一第二百三十七号の項に規定する漁業許可の申請（うなぎの稚魚に係るものに限る。）に対する審査のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十月二十三日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第三十六号**

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和六十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第四条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）<u>第三条第三項第三号（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項）</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>（意見の聴取）</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第四条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）<u>第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項）</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>（意見の聴取）</p>
<p>第五条 <u>法第三条第四項（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項）</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>（宿泊を拒否することができる事由）</p>	<p>第五条 <u>法第三条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項）</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>（宿泊を拒否することができる事由）</p>
<p>第七条 <u>法第五条第一項第四号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第七条 <u>法第五条第三号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

**附 則**

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十八号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例（昭和三十八年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）<u>第二十六条の八</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）<u>第五十六条第一項</u>に規定する派遣された職員の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）の支給に関し、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十七号）第十九条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十八条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）<u>第四条の五</u>の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）<u>第四十三条</u>の規定により必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）<u>第四十四条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）<u>第五十六条第一項</u>に規定する派遣された職員の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）の支給に関し、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十七号）第十九条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十八条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）<u>第十条</u>の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）<u>第四十三条</u>の規定により必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当の支給に関する条例第一条の規定は、令和五年九月一日以降に派遣（新型インフルエンザ等対策特別措

置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の七の規定による特定新型インフルエンザ等対策の実施のための派遣に限る。）された職員の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について適用する。





---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---